

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（牛豚食肉処理加工業職種）について（概要）

令和5年4月
出入国在留管理庁
厚生労働省

1 改正の趣旨

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「法」という。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。）は、別表第1において技能実習評価試験を、別表第2において第2号技能実習及び第3号技能実習を行うことができる職種及び作業（以下「移行対象職種・作業」という。）をそれぞれ掲げているところ、今般、牛豚食肉処理加工業職種について、牛豚精肉商品製造作業を牛豚食肉処理加工業技能評価試験の対象に追加するとともに、移行対象となる作業として牛豚精肉商品製造作業を追加するもの。

2 改正の概要

牛豚食肉処理加工業職種に関し、規則別表の該当部分にそれぞれ次のように追加する。

【別表第1】（技能実習評価試験）

4 食品製造関係

職種	作業	試験	試験実施者
牛豚食肉処理加工業	牛豚精肉商品製造作業	牛豚食肉処理加工業技能評価試験	公益社団法人全国食肉学校

【別表第2】（移行対象職種・作業）

4 食品製造関係

職種	作業
牛豚食肉処理加工業	牛豚精肉商品製造作業

3 根拠法令

法第8条第2項第6号及び第9条第2号（法第11条第2項において準用する場合を含む。）

4 施行期日等

公布日 令和6年2月頃目処（試行試験の実施状況等により変更があり得る。）

施行期日 公布日